

議会運営委員会会議記録（概要）

平成21年12月4日（金）

開 会（午前9時02分）

○請願第9号「市議会情報開示のお願い」

【質 疑】

休 憩（午前9時03分）

※請願者から、請願趣旨の説明を受ける。

再 開（午前9時06分）

赤川委員 自由討議をお願いしたい。

村上委員長 自由討議を行うことでよいか。（委員了承）

《自由討議》

桑島委員 会派の中でいろいろ議論を尽くしても、残念ながら意見の一致がみられないこともある。そういう時は、議員の氏名等も公表した方がありがたい。

9月定例会でも、請願に対して3つの会派で賛否が分かれたので、誰が賛成・反対しているのか知りたいという市民の声も分かる。

城下委員 議会基本条例の条文を作る段階から、議員の賛否は出した方がいいと提案していた。情報公開という観点からも、賛否を明らかにした方が市民にも分かりやすい。

赤川委員 請願の趣旨は、議会への関心を高めるためということであるし、議員の意思を明確にして公表するのは至極当然なことである。

ただ、このことに伴い、採決方法を記名投票にするなど会議規則の改正

までしていくことにはいろいろと問題がある。

荻野委員

請願の趣旨は大変よいことだと思うが、議会だよりに掲載していくことになるとうページ数の問題があり、また、予算も絡んでくる。

ホームページへの掲載であれば、予算的な問題もないと思うので、その辺も含めて検討していけばいいと考えている。

桑島委員

賛否の公開方法は議運が決めることではないと思うが、議会だよりの掲載スペースの問題があるということであれば、賛否が分かれたものだけ載せる方法もある。全ての案件に対する賛否を掲載することが理想だが、ホームページにはすべての賛否を掲載して、議会だよりに賛否の分かれたものだけ載せるのが現実的な処理だと思う。

城下委員

賛否の公開方法は、議会だよりを編集している議会報・図書室委員会で議論することになるのか。

中村委員

この問題は、議会報・図書室委員会で、議論されていると思うので、そうした議論の積み上げの中で解決していけばよい。

また、請願理由の中には『情報開示』とあるのだが、用語としては『情報公開』が正しいと思うのだが、確認したい。

大館議会事務

他の情報公開条例の中には、『情報開示』という言葉を使っているものもありますが、請願理由にある『情報開示』は『広く情報を公表していくこと』と解釈していただければよいと思います。

菅原委員

議運では各議員の賛否公開に関する議論をしていなかったもので、賛否が分かれた場合には、議会報・図書室委員会が工夫をして、会派内で何人の

賛否が分かれたのかが分かるような方法で議会だよりには掲載している。

議運で議員の賛否公開を決定すれば、その公表方法は議会報・図書室委員会で議論すればよい。

西沢委員

賛否の公表方法は、この場で議論すべき問題ではない。

会派では、そもそも会派とは何かということを議論しながら、この請願に関して議論したのだが、一つ一つの案件に対して会派として統一した見解を出していく努力の下、いろいろと結論を出していくのだから、私の会派の場合は、個々で賛否を表明しようが会派として表明しようが大勢に影響は無いので、請願の趣旨についてはいいのではないかということになった。ただ、会派とは何かという議論もしていただきたいという意見もあった。

水村委員

請願の趣旨はよく理解した。いいことだと思う。

具体的に議会だよりの紙面をどうするかは、議会報・図書室委員会で議論することだと思う。

赤川委員

議員が退席した場合も議員の意思表示と公開していくのか、その辺のことを詰める必要はある。

中村委員

退席も意思表示だと思う。

また、結構根幹に関わることとして、議会だよりとはどういうものなのかという議論が必要だと思う。

請願理由には、市民は議員の選挙にあたり個人を選ばなければならないから、議会だより議員個人の賛否情報を掲載するよう求めているが、

それは一つの考え方ではあるが、議会だよりは選挙のためだけのツールではないし、選挙に関して言えば新たに立候補する人もいる。

議会だよりは、議会のお知らせであって、個人のお知らせではないし、議会としてお知らせしたい重要な部分が他にもあると思う。

議会報・図書室委員会でも、これまでにこうした議論をしてきたと思うのだが、議会だよりとはどういうものであるのかという議論から始めて、そのコンセプトをしっかりと持たなくてはいけない。

そうした議論の無いまま、単に氏名公表をすれば議会の説明責任を果たしたということにはならないと思うので、慎重に判断していただきたい。

水村委員

請願書には議会だよりに公表するという言葉は直接出てきていないのだから、公表の方法は問わないのだと思う。議会だよりのあり方、具体的な編集方針をここで議論するのはいかがなものか。

城下委員

請願の趣旨は、情報を公開してほしいということだから、その方法は、別に議会報・図書室委員会で議論することとしてよいのではないか。

《自由討議終了》

【質疑終結】

【意見】

桑島委員

採択を主張する。

説明責任、ガバナンスの問題として、誰が賛成したのか、反対したのかということは開示していく必要がある。その公表方法は、議会報・図書室委員会に任せるとしても、議運が決めなければ、議会報・図書室委員会は

名前を載せられないというこれまでの障害については、この議運で決めることにより一つのハードルを超えることができるという了解のもと、是非とも採択を主張したい。

赤川委員

採択を主張する。

今回の請願は、これまで、議会の中で議論されてきた議会改革の趣旨等にも添ったものであり、議員の賛否情報を公開することは、議会としても積極的にやらなくてはならない。ただ、会議規則等に関わることや詳細については議会に任せていただき、請願に対して採択を主張する。

城下委員

採択を主張する。

議会基本条例を制定し、議員の議決責任も出てくるということでは、より一層丁寧な審議が私たちに求められてくる。そうした状況を市民に伝えるためにも是非とも採択を主張したい。

方法については、議会報・図書室委員会で議論していただきたい。

西沢委員

賛成の意見を申し上げる。

議会の議決責任、説明責任は、議会基本条例でも定められているところで、議員個人の議決責任、説明責任も、我々は常に堅持していくべきものであると思っているし、それをいつ、どこで、どのような場でも表明できる手段、意思は持っていなければならないことは当然だと思う。

その上で、所沢市議会では会派を構成して議会活動を行っているのだから、会派とは何かということも今後の課題として議運で議論していただきたいという要望を申し添えて賛成する。

大石委員

市民クラブとして採択を主張する。

公表の方法は、議会報・図書室委員会で議論されると思うが、議会基本条例にはきちんと会派のことも規定しているので、会派名と個人名を載せるような形になればよろしいのではないかという意見を申し添えて、賛成の意見とする。

水村委員

採択を主張したいと思う。

議会というものは、そもそも一人ひとりの議員によって成り立っているものであり、その議員は選挙で個人個人選ばれるわけである。従って、議員個人の賛否を明らかにすることは、必要なことだと思っている。

具体的な賛否の公表方法については、しかるべき場で議論すべきことだと思っている。採択を主張する。

石井委員

自民党市議団を代表して採択を主張する。

この議論は過去においても議運やその関係で十分議論されてきた過程があると思うが、その過程をしっかりと認識した上で、本請願に対して今後責任を持った対応をしていくことを強く望み賛成とする。

【意見終結】

【採 決】

請願第9号については、全会一致、採択すべきものと決する。

休 憩 (午前9時25分)

再 開 (午前9時28分)

○請願第10号「所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出すること」

【質 疑】

休 憩（午前9時29分）

※請願者から、請願趣旨の説明を受ける。

再 開（午前9時39分）

中村委員

この件に関する判例はあるのか。

島崎市民税課長

承知しておりません。

西沢委員

以前商売をしていた時に、青色申告をしていた。

青色申告であれば、従業員の給与は全て経費として認められるが、そうした制度があるのに、何故、白色申告をするのか。白色申告の方がメリットがある部分もあるのか。

島崎市民税課長

白色申告のメリットについては解りかねますが、平成21年度の課税状況調べに、所沢市内の青色申告者および事業専従者の数が出ていますので申し上げます。青色事業専従者を有する納税義務者数は2,058人で、配偶者の事業専従者は1,815人、配偶者以外の方の専従者が559人、合計2,374人を青色専従者として申告しております。

青色専従者の給与総額は48億1,951万4,000円です。

白色申告者とその事業専従者の数に関しては、白色事業専従者を有する納税義務者数は352人、そこに従事している白色専従者のうち配偶者が322人、配偶者以外の方が56人、合計で378人です。

専従者控除額は2億8,302万5,000円という状況になっています。

桑島委員

自由討議をお願いしたい。

村上委員長

自由討議を行うことでよいか。（委員了承）

《自由討議》

桑島委員

手続きの話と意見書の中味の話とがある。今の方法では、意見書の内容に反対する部分があれば請願にも反対になるのかという議論になり、二重の議論になってしまうので、もう少し考え直した方がいい。

今回は共産党の荒川議員が紹介議員になり請願書を提出しているのだから、各会派から提出される意見書案を協議する場に請願者を参考人として呼びして意見を聞く方法もある。

ここで請願を採択して、実際に意見書案が出てきた時に、反対することができるのかどうか、細かな文言で対応が変わってくるので、その点を考えてしまう。

手続きとしては、議運で当事者をお呼びする方向性の方がいいと思う。

菅原委員

手続き論と青色申告の話が出ているが、控除額を見ても分かるように、白色申告者は税理士の顧問料と報酬を支払うのが大変で、自分で収支内訳書をつけて申告している方が主なのではないか。

税制上の優遇で青か白ということではなく、一番の問題は、同じ事業に従事する立場の人間を差別するような税法でいいのか、そこの根本、法の下での平等という部分で56条には違和感があるので、請願の趣旨には納得できる部分がある。

西沢委員

56条が明治時代に成立したということは知らなかったが、時代背景を考えると、家父長制の下で家内工業的に商売をやっていることを想定していたのではないかと思う。条文の趣旨としては、そうした時代背景の中で、家長の所得を家族に分配して、累進課税から免れていく手法を排除する、そこを差し止めていくという制定趣旨が当時があったと思う。

ただ、戦後、社会の構造が変わっていく中、家父長制は無くなり、家族、同族で小さい商売をすることが成立しない世の中になってきている中で、どうなのかということも確かにあるのだが、それに代わる救済措置として57条のような制度もある。

国会の場でも、民主党の峰崎議員が質問して、税制の抜本改革の中で見直していきたいという話もあった。

会派では、現実的に白と青の制度があるのだから、撤廃というよりも、見直しの方向性が必要ではないかという議論になっている。

赤川委員

確かに所得税法そのものは明治に出来ているが、56条の条文は戦後に出来たものである。

今までの税体系を変えて個人個人に課税する、個人単位課税制度ということでシャープ税制は戦後にできたもので、そういう中で、租税回避や脱法行為を防ぐために56条の規定が制定されている。

また、すでに判例でも、宮岡事件に関しては、最高裁で法律的な違法性は無いということである。

ただ、戦後の情勢から考えると、社会情勢も、雇用制度も変わり、56

条がもう古いということは事実だと思うが、今の社会状況にあった形に変えていくために、56条に代わり租税回避や脱法行為をチェックする納税者番号などをきちんと整備しないと56条を廃止するのは難しい。

菅原委員

56条の規定は戦後つくられたという話もあったが、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円という控除額は、当時の金銭対価、いわゆる賃金として自立ができる程度の額であり、所得の基礎控除38万円も一年分の衣食住にかかる分だからということでの控除の基本額で、その額が変わってこなかったところに大きな問題があり、時給286円ということでは最賃法にも抵触してくる。

脱法行為云々という議論は税制改革の中で国がやることで、今私たちが請願者の趣旨に則って議論するのは、56条が男女共同参画に合っているのか、人権として働いている人たちを人と認めているのかというところで趣旨を酌んでいくべきではないか。

中村委員

手続き論になるが、請願を採択した場合、この請願趣旨に基づいて意見書をつくっていくことになり、意見書の内容、中味を練っていく作業が必要になる。意見書を提出することを決めても、意見書の内容を精査する、文言の細かいところをどうするのかということがあったので、自由討議として発言させていただいた。

桑島委員

廃止を求める意見書を提出する請願を採択すると、廃止ありきの話しになってしまう。

今までの議論を聞くと、意見書の内容は見直しであればまだ分かるのだ

が、廃止を求めるのは少し厳しい。

城下委員

請願の趣旨は分かるということは共通認識になるのか。

桑島委員

56条のことは考えなくてはいけないということである。

西沢委員

56条が時代にあっていないというは分かるということである。

城下委員

社会情勢が56条の制定当時とは違うということ、また、廃止を求めるのではなく見直しという内容であれば考えられるという共通認識なのか。

中村委員

国でも見直すと言っている。

城下委員

廃止を求める意見書を提出した議会も増えている。

桑島委員

廃止は正直言ってきつい。

菅原委員

請願者の趣旨としては、この56条では自分たちの働き分や人権を認められていないという思いがあって廃止という文言を使ったと思うので、そういう部分は十分斟酌したい。

56条の金額、中味に対して議論するのであれば、より実りある方向に調整していく必要もある。

桑島委員

見直しを含めた形であればいいが、廃止を求める意見書の請願を採択したら、意見書の内容も廃止ありきとなってしまい、議論が拘束されすぎる。

城下委員

私の会派は紹介議員になっているので、廃止という文言が引っ掛かるといふことであれば、制度の内容そのものについての議論、請願者の意向も聞きたいので、休憩をとっていただきたい。

赤川委員

廃止という文言を検討するのであれば、56条のこの部分をこうするといふものが具体的に出てくれば意見書を提出する意味がある。

菅原委員 控除額に言及するのではなく、『時代に即した』など、そういう表現の仕方があってもいいと思う。

大石委員 意見書の提出を求める請願に対して市民クラブとしては賛成してきていないのだが、今回の請願の趣旨は良く分かった。請願ではなく、改めて共産党から議員提出議案として出していただいた方が、意見書の提出に向けて議論しやすいと思うので検討いただきたい。

城下委員 休憩をとっていただきたい。

休 憩（午前10時00分）

※途中、協議会にする。

※請願者から、請願書の取り下げ願いが提出される。

再 開（午前10時20分）

村上委員長 請願第10号については、休憩中に、取り下げ願いが提出されました。これを了承することよろしいか。（委員了承）

散 会（午前10時21分）